

除害施設等の維持管理

1 維持管理の必要性

事業場から発生する悪質下水の処理方法として、「除害施設を設置すること」や「濃厚廃液等を回収し処分すること」が考えられます。しかし、除害施設を設置等さえすればどんな排水でも処理できるというのではなく、日常の保守・点検・調整等の維持管理が適切に行われてなければその機能が十分に発揮できません。

以下に、除害施設等維持管理の留意事項や代表的な各設備機器等の保守点検事項のポイントを挙げますので参考にしてください。

2 維持管理の留意点

- (1) 水質管理責任者を選任するとともに緊急時における体制を整備する。
- (2) 運転管理日報等を作成し保守・点検・調整等の内容を記録する。
- (3) 定期的に流入水・放流水の流量や水質を確認する。
- (4) 除害施設は適切な頻度で清掃を行い、委託する場合は責任者が立ち会う。
- (5) 廃液等の回収処分をする際には、確実に回収されているか点検する。
- (6) 除害施設の清掃等で発生した汚泥や回収した廃液等の処分は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理する（委託する場合はマニフェストで処理状況を確認する）。

3 各設備機器等の保守点検事項

(1) スクリーン槽

後段の設備にきょう雑物を流さないようにするため、毎日清掃する。

(2) グリーストラップ

グリーストラップの管理については、別添資料を参照してください。

(3) 沈殿槽・油脂分離槽・油水分離槽

沈殿物、油脂類等による槽の有効容量の減少及び有機性排水による腐敗防止のため、定期的に清掃する。

(4) 吸着槽

吸着材には吸着できる油の容量が決まっているため、定期的に交換する。

(5) 流量調整槽・原水槽・計量槽

後段の設備に適切に送水するため、流入水の量及び水質の変動を確認する。

また、ごみやスカム等の異物によるフロートスイッチやレベルスイッチの誤作動防止のため、定期的に清掃する。

(6) 中和槽・化学反応槽

pH電極及び薬品注入装置等は、毎日保守点検する。

pH計等の測定機器は、週1回校正する。

(7) ばっ気槽等

生物の処理機能を維持するため、汚水の負荷及び散気の状態等を毎日点検する。